

赤ちゃんが生まれるまで

妊娠届

【担 当】健康推進課

母子健康手帳の交付

母子手帳と一緒に母子手帳副読本、妊娠出産に関するリーフレットをお渡しします。妊娠期の生活、健康など疑問があれば気軽に保健師や管理栄養士にご相談下さい。

母子健康手帳は、妊娠・出産の経過や産後の健康、赤ちゃんの健康と成長を記録する大切なものです。健診や予防接種を受ける時、病院に受診するときはもちろんのこと、外出の際は必ず持参して下さい。お母さんやお父さんのその時の気持ちや赤ちゃんとの出来事をたくさん書き込み、大切に保管しましょう。

【持ち物】妊娠届、印鑑

【届出場所】健康推進課



妊娠期のお母さんとおなかの中の赤ちゃんのための健診

【担 当】健康推進課

妊婦一般健診・超音波検査受診票の交付

妊婦が安心して必要な回数の健診が受けられるよう、妊婦健診の費用の一部を助成します。

☆マークの該当週ごとに健康推進課にお越し下さい。受診の際には、母子手帳が必要です。

		対象となる週	助成内容	健診費用限度額	週到達日
☆	①	妊娠 8週前後	健康診査	24,790円	/
	②	妊娠 12週前後	健康診査	1,010円	/
☆	③	妊娠 16週前後	健康診査	1,010円	/
	④	妊娠 20週前後	健康診査	1,010円	/
☆	⑤	妊娠 24週前後	健康診査	4,680円	/
	⑥	妊娠 26週前後	健康診査	1,010円	/
	⑦	妊娠 28週前後	健康診査	1,010円	/
☆	⑧	妊娠 30週前後	健康診査	1,010円	/
	⑨	妊娠 32週前後	健康診査	1,010円	/
	⑩	妊娠 34週前後	健康診査	3,110円	/
☆	⑪	妊娠 36週前後	健康診査	6,670円	/
	⑫	妊娠 37週前後	健康診査	3,110円	/
	⑬	妊娠 38週前後	健康診査	3,110円	/
	⑭	妊娠 39週前後	健康診査	3,110円	/
	全部	妊娠中いつでも	超音波検査(全11回分)	各5,300円	初回配布
計				113,950円	

- ・限度額を超えた分は自己負担となります。詳しい内訳は会計でお尋ねください。
- ・里帰り等で道外の医療機関を受診される場合はお申し出ください。
- ・転出された場合は使用できません。転出先の市町村にご確認下さい。
- ・超音波検査につきましては、健診時に医師の判断のもとお使いください。
- ・出産・子育て応援給付金の支給のため、ピンクマーカーの週数は必ず役場までお越しください。



妊婦歯科健診受診券

妊娠中のお口のトラブルを予防し、歯の健康を守るために町内の歯科医院で使用できる受診券を発行しています。

【交付時期】 妊娠一般健康診査受診票（妊娠 16 週前後）発行時に交付します。

【実施機関】 菊地歯科医院 … ☎0136-42-3130

京極ようてい歯科 … ☎0136-41-2222

【受診方法】 上記歯科医院に事前に予約の上、受診をしてください。

【持ち物】 母子手帳、マイナンバーカード、歯科健診受診券

※歯科健診以外の治療は自己負担となります。



妊娠期からの相談対応

【担 当】健康推進課

京極町公式 LINE「らくらく」



子育て情報や、京極町で行われている母子保健事業の情報を受け取ることができます。また、委託先の助産師や役場の保健師・管理栄養士が LINE で妊娠・子育てに関する悩みの相談対応を行います。事業の参加も LINE から申し込むことができます。

【対 象】 妊婦と令和 2 年度以降のお子さんがいる方

【内 容】 子育て情報や事業の情報に関する配信があり、事業の申し込みもしていただけます。また、育児や発達などのお悩みの相談は、好きなタイミングでしていただけます。（3 営業日以内に返信いたします。）

【対応時間】 平日の 8:45～17:30

※メッセージの送信はいつでも可能です。

【利用方法】 妊娠届出時に配布した二次元コードを読み込み、京極町公式 LINE「らくらく」アカウントを友だち追加した後、妊娠届出時に発行する「識別番号」をトーク画面にお送りください。

妊婦訪問

役場保健師による訪問があります。

妊娠中の生活や健康、妊娠中のマイナートラブル、お産に向けて不安なことなど何でも相談できます。

【対 象】 妊婦全員

【時 期】 妊娠中いつでも訪問の希望を承ります。

【申込方法】 妊婦面談時、もしくは公式 LINE「らくらく」か電話にて、利用希望をお伝えください。ご希望の日にちに合わせて訪問の日程調整を行います。



妊娠期に参加できる教室

【担当】健康推進課

これからはじまる子育てのイメージづくりや交流の場としてご利用ください。
教室の約2週間前に対象の方にご案内があります。申し込みの上ご参加ください。

ほっこりカフェ

助産師と子育て・遊び・発育について一緒に学ぶことができます。妊産婦向けの昼食の提供があります。

- 【対象】妊婦、生後1～12か月のお子さん
- 【場所】公民館
- 【ランチ代】300円
- 【日程】年4回
- 【申込方法】らくらくLINE、電話

もぐもぐ教室

管理栄養士と離乳食に関する相談、調理実習、試食を行います。

- 【対象】妊婦、生後3か月から12か月未満のお子さん
- 【場所】公民館
- 【日程】年4回
- 【申込方法】らくらくLINE、電話

詳しい日程はきょうこく☆子どもカレンダーをご参照ください



妊娠期に利用できる京極町の給付金や助成について

【担当】住民福祉課
健康推進課

出産応援給付金（妊婦支援給付金）

妊娠期から切れ目のない支援を行うことを目的に、出産応援給付金（妊婦支援給付金）を支給します。

- 【届出時期】妊娠届提出時
- 【給付額】妊娠1回につき5万円
- 【持ち物】口座番号のわかるもの（通帳）、印鑑
- 【届出場所】健康推進課



不妊治療費（先進医療）等助成事業

不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療に要した費用の一部を助成します。

- 【対象】京極町に住所を有し、北海道不妊治療等助成事業実施要綱に基づき、対象治療を受けた方であって、不妊治療を受けた治療機関の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
- 【対象治療】医療保険適用の不妊治療と併用して実施された先進不妊治療で、厚生労働省から承認を受けている医療期間において実施されたもの
- 【届出時期】治療が終了後、速やかに申請を行ってください。
- 【届出場所】健康推進課

不育症治療費助成事業

不育症治療を行っている町民に対し、経済的負担の軽減を図ることを目的として、その治療に要した費用の一部助成を行います。

【対象】京極町に住所を有し、北海道不育症治療費助成事業の対象となった方

【助成額】検査または治療に要した医療費の自己負担額から、北海道の不育症治療費助成額を差し引いた額（上限5万円）

【持ち物】印鑑

【届出場所】健康推進課

※北海道が交付決定した年度内に申請を行ってください

国民年金保険料の産前産後期間の免除

「国民年金第1号被保険者」の方は、産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

【届出時期】出産予定日の6か月前から

【持ち物】年金手帳（基礎年金番号通知書）またはマイナンバーカード、母子手帳

【届出場所】住民福祉課

どさんこ・子育て特典制度

妊娠中の方もしくは小学生以下の子どもがいる世帯に特典カードを配布しています。

買い物や施設を利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店からサービスを受けられます。

【対象】妊婦、小学生以下の子どもがいる世帯

【協賛店】北海道のホームページHAGUKUMU（ハグクム）をご覧ください。

【配布場所】健康推進課



赤ちゃんが生まれたら



出生届

【担 当】住民福祉課

ご出産おめでとうございます。

赤ちゃんが生まれたら、14日以内（生まれた日を含む）に役場への届出を行ってください。

【持 ち 物】届出人の印鑑、出生証明書（出生時に病院でもらえます）・母子健康手帳

【届出場所】住民福祉課

出生後から利用できる給付金や助成について

【担 当】住民福祉課
健康推進課

出産育児一時金

分娩者が加入している健康保険から、出産一時金が支給されます。

京極町の国民健康保険に加入されている方は、住民福祉課へお問合せください。

※分娩時の費用負担を軽くするため、出産育児一時金を上限として、分娩費用を医療機関が直接請求する「直接支払制度」があります。

【担 当 課】住民福祉課

児童手当

高校生まで（18歳に到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に支給されます。

【手 当 額】

毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月（偶数月）に、それぞれの前月分まで（2ヶ月分）を支給します。

支給年齢	手当月額	備考
3歳未満	15,000円	第3子以降は30,000円
3歳以上 高校生年代まで	10,000円	第3子以降は30,000円

※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄弟等のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいいます。

【認定請求】

出生、他の市町村からの転入等により新たに受給資格が生じた場合、認定請求書を健康推進課へ提出してください。公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先に申請をしてください。

【持 ち 物】マイナンバーが確認できるもの、請求者本人名義の銀行の口座番号が確認できるもの、その他必要な書類

【担 当 課】健康推進課

子育て支援券

お子さんの健やかな成長を願い、町内商工会加盟店で使用できるお買い物券を発行します。

【届出時期】妊娠届提出時

【助 成 額】お子さん1人につき3万円分

【持 ち 物】印鑑

【届出場所】健康推進課

子育て応援給付金（妊婦支援給付金）

妊娠期から切れ目のない支援を行うことを目的に、子育て応援給付金（妊婦支援給付金）を支給します。

【届出時期】 新生児訪問時

【助成額】 お子さん 1 人につき 5 万円分

【持ち物】 印鑑、口座番号のわかるもの（通帳）
※口座は母の名義のものに限ります

【届出場所】 健康推進課

子ども医療費助成制度

0 歳から高校 3 年生（18 歳に達する日の属する年度の末日）までのお子さまの、健康保険適用の医療費自己負担額の全額を助成します。

【受給者の自己負担】 なし

【担当課】 住民福祉課



その他の医療費助成

子ども医療費助成制度（p.6）やひとり親家庭への医療費助成（p.28）、自立支援医療費の助成（p.26）の他に子どものいる家庭に対し、次のような医療費助成制度があります。いずれも所得制限や症状などの条件がありますのでお問い合わせください。

未熟児養育医療	健康推進課	出生体重が 2000g 以下又は生活力が特に薄弱で医師が入院を必要と判断する未熟児に医療費の給付を行っています。
小児慢性特定疾病医療費助成制度	俱知安 保健所	18 歳未満（18 歳になる前に認定を受けていて 18 歳になった後も引き続き治療が必要な場合は 20 歳未満）の小児慢性特定疾病児童に対して医療費の給付を行っています。
結核児童療育給付	俱知安 保健所	骨関節結核その他の結核に罹患し、長期の入院治療を要する結核児童に対して、入院医療費の一部の助成と療育生活に必要な学習品・日用品を支給します。

新生児聴覚検査受診票

道内の分娩を取り扱っている医療機関で利用できる新生児聴覚検査受診券を交付します。

受診券は、妊婦健診受診券発行時にお渡しします。通常、出生後の入院期間中に行う検査です。

※確認検査（初回検査の結果が再検査となった場合に概ね 1 週間以内に実施する再検査）の費用助成は別途手続きが必要になります。確認検査が必要になった場合はご相談ください。

※里帰り等で道外の医療機関で出産される方はご相談ください。

産婦・1ヶ月児健診受診票

医療機関で受ける産後 2 週間健診、1 か月健診、乳児 1 か月健診の費用助成を行います。受診票は、最終面談の際に妊婦健診受診票とともにお渡しします。

【受診券を使用できない医療機関で健診を受ける場合】

申請書による手続きで助成します。乳児 1 か月健診費と併せて申請してください。

【持 ち 物】乳児・産婦 1 か月健診費助成申請書、健診の領収書及び明細書、印鑑

**産後のお母さんと赤ちゃんのための支援****産後ケア事業**

出産後、自宅に帰っても相談する人がいなくて不安、授乳がうまくできない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからないなど、育児等の支援が必要な方を対象に、町が委託した助産師が自宅へ訪問します。

利用には申請が必要です。詳しくは別紙「産後ケア事業のご案内」をご確認ください。

**新生児・産婦訪問**

これからの乳児健診や予防接種など子育て支援事業の説明を行います。この頃はホルモンバランスの崩れ、出産・育児の疲れでお母さんの心身が不安定になりがちです。赤ちゃんのことだけでなく、お母さん自身の疑問、不安など、遠慮なくご相談ください。訪問の時期が近くなりましたら連絡いたします。

※里帰り出産をされる方は、京極町に帰宅してからの訪問になります。帰宅されましたら、健康推進課保健師までご連絡ください。

予防接種は、感染すると死亡したり重大な後遺症を残す可能性がある病気に対し、命や健康を守るために開発されてきたものです。適切なタイミングで接種しましょう。



予防接種の種類

	定期接種	任意接種
主体／責任	京極町	個人・保護者
接種費用	公費負担	個人負担 ※京極町では一部のワクチンを助成
接種場所	ひまわりクリニックきょうごく	予防接種を実施している医療機関
健康被害が起きた場合	予防接種健康被害救済制度で対応、市町村が手続き	医薬品の被害と同じ扱いとして、医薬品副作用救済機構で対応 本人・保護者が手続き
ワクチンの種類	B型肝炎 ロタウイルス 小児用肺炎球菌 BCG MR 五種混合 二種混合 水ぼうそう 日本脳炎 子宮頸がん	おたふくかぜ（全額助成） インフルエンザ（全額助成/一部助成） 新型コロナ（一部助成） 髄膜炎菌 三種混合



【生ワクチンと不活化ワクチンの違い】

	生ワクチン	不活化ワクチン
成分	生きた細菌やウイルスの弱毒性を弱めたものを接種することによって、その病気にかかった場合と同じように抵抗力（免疫）をつけようとするもの	細菌やウイルスを殺して毒性をなくし、抵抗力（免疫）をつけるのに必要な成分を取り出してワクチン化したもの
接種間隔	中27日 ※接種後、4週間の同じ曜日からの接種可能	翌日
ワクチンの種類	BCG、MR、水ぼうそう、おたふくかぜ、ロタウイルス、インフルエンザ（フルミスト） ※ロタウイルス、フルミストは翌日からの接種が可能	小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合、二種混合、日本脳炎、インフルエンザ（注射）、新型コロナ、子宮頸がん

予防接種の受け方

【接種日時】 月・水・金の 14時～16時00分

【場 所】 ひまわりクリニックきょうごく（0136-42-2161）
接種 1週間前までに必ず申し込みください。

【持 ち 物】 母子手帳

【料 金】 定期接種…すべて無料
任意接種…おたふくかぜ（7歳未満）・インフルエンザ（高校生まで）は無料
※ひまわりクリニックで接種した場合のみ無料となります。



乳児健診

小児科医の診察、歯科衛生士の歯科相談、保健師・管理栄養士による発育・発達・栄養相談を行います。対象となる方には健診日の約2週間前に個別にお手紙でお知らせします。

【対 象】3か月～1歳すぎ

【場 所】公民館

【日 程】年4回

【持 ち 物】母子手帳、アンケート（事前に送付します）

**1歳6か月児健診**

小児科医師による健康診査、保健師・管理栄養士による発育・発達・栄養相談を行います。歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科相談は検診日までに町内歯科医療機関にて別途受診が必要です。対象となる方には健診日の約2週間前に個別にお手紙でお知らせします。

【対 象】健診日に1歳6か月に達したお子さん

【場 所】公民館

【日 程】年4回

【持 ち 物】母子手帳、アンケート（事前に送付します）

2歳児健康相談

歯科衛生士による歯科相談、保健師・管理栄養士による発育・発達・栄養相談を行います。対象となる方には健診の約2週間前に個別にお手紙でお知らせします。

【対 象】相談日に2歳に達したお子さん

【場 所】公民館

【日 程】年2回

【持 ち 物】母子手帳、アンケート（事前に送付します）

**3歳児健診**

小児科医師による健康診査、保健師・管理栄養士による発育・発達・栄養相談を行います。視力・聴力の確認、尿検査があります。歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科相談は健診日までに町内歯科医療機関にて別途受診が必要です。対象となる方には健診の約2週間前に個別にお手紙でお知らせします。

【対 象】健診日に3歳に達したお子さん

【場 所】公民館

【日 程】年4回

【持 ち 物】母子手帳、アンケート（事前に送付します）、尿

5歳児健診

小児科医師による健康診査、言語聴覚士・保健師・管理栄養士による発育・発達・栄養相談を行います。対象となる方には健診の約2週間前に個別にお手紙でお知らせします。

【対 象】健診のある年度中に5歳に達したお子さん

【場 所】公民館

【日 程】年2回

【持 ち 物】母子手帳、アンケート（事前に送付します）

詳しい日程はきょうごく☆こどもカレンダーをご参照ください



ほっこりカフェ

助産師と子育て・遊び・発育について一緒に学ぶことができます。産婦向けの昼食の提供があります。

【対象】妊婦、生後1～12か月のお子さん

【場所】公民館

【ランチ代】300円

【日程】年4回

**もぐもぐ教室（離乳食）**

管理栄養士による、離乳食の進め方や形態についての調理実習です。試食を通して楽しく学べます。

【対象】妊婦、生後3か月～12か月未満のお子さん

【場所】公民館

【日程】年4回

ぱくぱく教室（幼児食）

管理栄養士による幼児食、行事食、幼児期のおやつについての保護者向けの調理実習です。親子での試食を通して楽しく学べます。

【対象】離乳食完了後の1歳～2歳ごろのお子さん

【場所】公民館

【日程】年1回

親子☆キッチン

管理栄養士による親子で行う調理実習の教室です。

包丁を使う作業、手でこねたり卵を割る作業、火を使う作業を行います。

【対象】3歳ごろのお子さん

【場所】公民館

【日程】年1回

キッズ☆ファーム

管理栄養士、町内在住の認定農業者による野菜の栽培・収穫体験教室です。

役場裏の畑で行う苗植え、管理、収穫・調理実習の3回コースと、町内の農場に出向いての野菜収穫体験を行います。

【対象】年少、年中、年長の学年にあたるお子さん

【場所】役場裏の畑、公民館、町内の農場

【日程】年3回

**キッズ☆キッチン**

管理栄養士による、お子さんが主体的に行う調理実習の教室です。

保護者はお子さんとは別室で教室にご参加いただきます。

【対象】年長の学年にあたるお子さん

【場所】公民館

【日程】年1回

詳しい日程はきょうごく☆こどもカレンダーをご参照ください



子育て支援センター

妊娠中から就学前のお子さままでの子育て家庭を支援します。保育園に併設されており、子育て支援室・読み聞かせ室を解放しています。おもちゃや絵本で遊ぶことができるほか、貸出も行っています。また、子育て支援センターの職員に子育てについての相談ができます。電話での相談も可能です。

【開 園 日】月～金曜日 午前 9時～11時30分 午後 15時～16時30分

※定期的の下記事業を開催しています。日程は未定ですが、近くなりましたら、子育て支援センター利用者・保育園児に案内の配布、および広報にて周知いたします。

ベビービクス

親子のスキンシップを中心とした運動教室です。親子でふれあうことで赤ちゃんの潜在意識に呼びかけます。

【対 象】4ヶ月～0歳児（年度内に1歳になる児）のお子さんと保護者

【場 所】子育て支援センター

親子ビクス

親子で一緒に身体を動かしてリフレッシュ出来る簡単な運動教室です。親子での遊びとして、ふれあいとして、またいい汗をかいて健康的にストレスも発散できます♪

【対 象】①1歳児のお子さんと保護者

②2・3歳児のお子さんと保護者

③4・5歳児のお子さんと保護者

※年齢別で実施しますが、参加人数によって組み合わせは変動します。

【場 所】子育て支援センター

親子公演会（講演会）

普段あまり見る機会がない人形劇の鑑賞や、子育てに役立つ講演会などを年一回実施しています。

【対 象】未就学児・小学生およびその保護者

【場 所】子育て支援センター

乳幼児と保護者が参加できる事業（湧学館図書室）

京極町生涯学習センター湧学館

約7万冊を蔵書する図書室です。幼児室には育児関連本や赤ちゃん向け絵本があり、自由にご利用いただけます。授乳やおむつ替えについてはご相談ください。

【開 館 日】火～日曜日 午前10時～午後6時

ブックスタート事業・ブックスタートプラス事業



生後6か月を迎えたお子さんと年少にあたるお子さんを対象に絵本のプレゼントをしています。

日程等については、個別にご案内します。

【対 象】生後6か月以降の乳児、年少の学年にあたるお子さん

おはなし会

絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。

【対象】乳幼児～小学校低学年程度

【日程】第3土曜日（広報でお知らせします）



未就学児が参加できる少年団・倶楽部

【担当】生涯学習課

詳しくは p.22 をご参照ください。

お子さんの発達に心配があるときは

【担当】健康推進課
保育園

日々、お子さんと関わる中で「成長がゆっくりかも」「指示がとりにくいかも」などお子さんの気になる様子が出てきて対応に難しさを感じた場合、専門家のアドバイスをもらう事が出来ます。

プレ療育

お子さんの発達に合った遊び方や声掛けの仕方を学ぶことができます。お子さんが集団で遊ぶ様子を保護者と心理士と一緒に確認し、家庭で実践できるお子さんとの関わり方を共有できる場です。「運動発達がゆっくり」「友達と遊べない」「落ち着きがない」「しつけがうまくいかない」など気になることがあれば、まずは役場保健師にご連絡ください。保健師や保育園の先生から利用をお勧めする場合があります。

【対象】1歳6か月～3歳くらいまで

【場所】倶知安町 羊蹄山ろく発達支援センターとまと

【日程】年4回程度

【申請窓口】健康推進課

施設専門支援事業

言葉が聞き取りにくい、コミュニケーションが苦手、歩き方が気になる、転びやすい、見え方が気になる、発達が心配など、お子さんのところとからだについて専門的な先生に相談できます。

保健師や保育園の先生から利用をお勧めすることがあります。施設専門事業の利用を希望される場合は、まずは役場保健師にご連絡ください。

【内容】小児科、小児精神、整形外科、言語聴覚士、視能訓練士などの専門的な先生に個別に相談できます。

【場所】倶知安町 羊蹄山ろく発達支援センターとまと

【申請窓口】健康推進課

保育園心理士相談

友達との関わり方や、先生の指示への応じ方など保育園での集団の様子を心理士が観察し、家庭や保育園で実践できるお子さんとの関わり方を心理士、保育士、保健師で共有し、保護者の方にお伝えします。発達に気になることがあれば、保健師、保育士に相談してください。

【対象】保育園の入園児

【場所】保育園

【日程】2か月に1回

【申請窓口】保育園

乳幼児健診

詳しくは p.9 をご参照ください。

保育園歯科健診

【対 象】 保育園に入園している児

【回 数】 年2回（9月、3月）

【担 当 課】 保育園

フッ素塗布

保育園歯科健診または町内の歯科医院で使用できるフッ素塗布受診券を配布します。

【対 象】 1歳以上の未就学児

【配布枚数】 1人あたり年2枚

【自己負担】 なし

【担 当 課】 健康推進課



フッ化物洗口

保育園（年長・年中）の園児、京極小学校の児童の希望者に対し、フッ化物洗口を行っています。保育園、小学校で希望を伺います。

【担 当 課】 健康推進課、学務課

保育園歯科健康教室

むし歯ができる仕組みやむし歯の予防方法、ブラッシング方法を保健師、管理栄養士が年齢に合わせてお伝えします。

【対 象】 年中、年長の学年にあたるお子さん

【回 数】 年2回

【担 当 課】 健康推進課



申請から入園までの流れ

入園資格

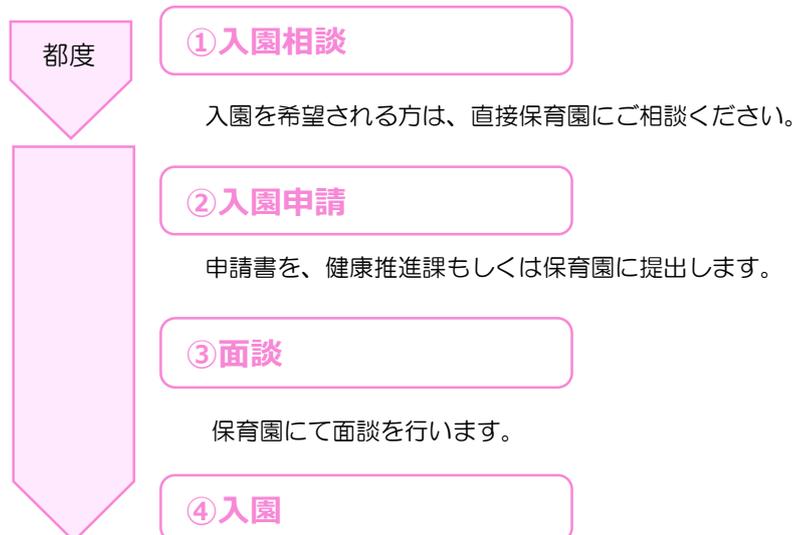
- 【1号認定】 お子さんが3歳以上の小学校入学前で、保育園に入園していない場合
- 【2号認定】 お子さんが満3歳以上で、両親・同居親族いずれもが下記に該当する場合
- 【3号認定】 お子さんが満3歳未満で、両親・同居親族いずれもが下記に該当する場合
※未満児の入園基準は6ヶ月児から



【保育の必要性の事由】

- (1) 1月において48時間以上の就労
※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む
- (2) 妊娠、出産
- (3) 疾病、障がい
- (4) 同居または長期入院等している親族の介護・看病
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、上記に類する状態として町が認める場合

入園手続きの流れ



※定員を超える申し込みがある場合は入園できない場合があります。
※入園資格もあわせてご確認ください。

利用時間

午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

※希望のある方は、事前申し込みにより土曜保育も利用できます。(午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで)

※日曜日、祝祭日、休園日及び 12 月 31 日から 1 月 5 日はお休みです。

保育料無料

令和 7 年 4 月から、全ての園児の保育料と給食費の完全無料化を実施しています。

行事

運動会や生活発表会、遠足、七夕、クリスマス会など四季に合わせた行事があります。詳しくは、保育園の年間行事予定をご覧ください。

一時預かり

保育園に入園していないお子さんがいる家庭で、一時保育の利用ができます。

利用可能児童

京極町に住所を有し、満 1 歳以上から小学校就学前のお子さんで、次の(1)から(3)の事由のいずれかに該当する場合に利用できます。

- (1) 保護者の短時間・継続的就労・職業訓練などにより保育が必要なとき
- (2) 保護者の災害・事故・病気・看護・冠婚葬祭により緊急的に保育が必要なとき
- (3) 保護者の育児による心理的・肉体的負担を解消するための保育が必要なとき



利用時間

午前 7 時 30 分から午後 6 時まで

※土曜日、日曜日、祝祭日、休園日及び 12 月 31 日から 1 月 5 日はお休みです。

利用可能期間

原則として、週 3 日または月 12 日以内となります。

申請方法

利用される 7 日前までに、利用申請書を保育園または健康推進課に提出してください。

また、初めて利用する方は事前に保育園での面談があります。

保育料無料

保育園の保育料同様、全ての園児の保育料と給食費の完全無償化を実施しています。

就学後の支援

小学生になったら

【担 当】学務課

入学までの流れ

前年
10月

就学時健診

お子さんが小学校に入る前の年の10～11月頃に実施します。学務課からお知らせが届きます。医師、歯科医師の診察、視聴覚の検査、簡単な知能検査があります。

教育支援委員会

就学時健診の結果をもとに適切な就学先の判断をします。

再検査

就学時健診の再検査が必要な場合、教育委員会から連絡します。



1月

入学通知書

自宅に送付されます。

2月

一日体験入学

小学校において一日体験入学を実施します。(案内は小学校から送付されます。)

4月

入学式

給食費無料

令和7年4月分から、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学校給食費の無償化を行っています。

教育相談

学校での生活に心配なことがあるお子さんの相談を行っています。

入学までにどのような準備をしたら良いか、入学後にどのようなサポートがあると良いか等を聞くことができます。保育園の先生、学校の先生、保健師から相談を勧めることもあります。

特別支援教育

【担当】学務課

通級指導教室

通常の学級に在籍しながら、個々の発達に応じた指導を行います。
たとえば…発音の訛りや吃音、ことばのやりとりがうまくできないなどで力を十分に発揮できていない児童に対し、ことばの広がりや全体的な発達を促すための援助をします。

特別支援学級

発達障がいなどにより教育上特別な支援を必要とする児童生徒を含め、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や指導を行っています。

特別支援学校

障がいの状態等に応じて、社会性や運動面など、個別の学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を中心に学習します。

※京極町には設置されておりません。近隣では、余市町（小・中・高校）や小樽市（高校）、伊達市（高校）にございます。ご不明な点がございましたら教育委員会や学校の職員へご相談ください。

特別支援学級への入級、通級指導教室への通級の決定にあたっては、本人、保護者、教育委員会と教育相談を行います。

入学後もお子さんの育ちに応じて、学びの場を見直していきます。

京極町教育支援センター「あしすと」

【担当】学務課

京極町立学校に在籍する不登校および不登校の傾向にある児童に対して、教育支援を行うため、京極町教育支援センターを設置しています。

【対象】(1) 町内の小中学校に在籍する児童生徒で、在籍する学校への適応が困難な者のうち、学校又は教育相談にかかる関係機関が通級する必要があると認めた児童生徒

(2) 本人が支援センターへの通級を希望し、保護者の申し出のあった児童生徒

【申請方法】在籍する学校にてご相談ください。

お子さんを預けたいときは

【担当】健康推進課

なかよしクラブ（学童保育）

京極町学童保育所「なかよしクラブ」は、保護者の方が就労等で昼間自宅にいない家庭の児童に対して、放課後に集団生活や遊びの場を提供し、健全な育成を図ることを目的として開設しています。

【対象】小学1年生から6年生までの児童で、保護者が就労等により昼間いない家庭

【場所】公民館児童室

【保育時間】月曜日から金曜日…放課後から午後6時30まで

土曜日、長期休み、小学校の振替休日など…午前8時30分から午後6時30分まで

【休所日】日曜日、祝日、年末年始、お盆

【保育料】無料※おやつ代月額1,200円



学童キッチン

管理栄養士による調理実習の教室です。

4月、6月、10月、2月はおやつ作り、7月（夏休み）、12月（冬休み）は昼食づくりを行います。

【対 象】学童保育「なかよしくらぶ」にご登録いただいている児童

【場 所】公民館

【日 程】学童保育の年間スケジュールをご確認いただくか、概ね教室1週間前に学童保育に掲示します。

ジュニアキッチン

夏休み、冬休み中に行う、管理栄養士による調理実習（昼食づくり）の教室です。

【対 象】小学1～3年生の児童

【場 所】公民館

【日 程】概ね教室2週間前に学校を通じて個別通知します。



小・中学生が参加できる事業（生涯学習課）

チャレンジ教室

地域のみなさんを講師に招き、さまざまな体験活動を通して知識と交流の場をつくります。体験内容はパークゴルフ・陶芸・茶道・料理・卓球などを予定しています。

【対 象】小学3～6年生

【日 程】8～3月（計5回程度）

【周知方法】学校を通して案内を送付いたします。

【申請方法】生涯学習課にお問い合わせください。

ジュニアスポーツ教室

スポーツや遊びを通して、ルールや基礎となる体力づくり、仲間づくりを目的に行います。

【対 象】小学1～2年生

【日 程】6月から2月まで（計9回）



夏休み水泳教室

泳ぐことの基本動作と泳力向上を図るとともに、夏のシーズンを楽しく過ごすきっかけをつくることを目的に行います。

【対 象】小学1～6年生

【日 程】7月末から8月上旬（計10回程度）

スキー・スノーボード講習会

スキー操作や滑走の技術の向上を目的に、町スキー連盟を共催して行います。

【対 象】幼児、小・中学生

【日 程】1月上旬

少年少女丸亀市交流事業

京極町の町名の由来であり、親子都市でもある丸亀市（香川県）を訪問し、丸亀市の自然と歴史を体験することで、町を開拓してきた先人のルーツを知り、郷土心を育むとともに、お互いの交流をとおして相互理解と親交を深めることを目的としています。

【対象】小学4～5年生

【日程】夏休み期間中

マラソン教室

ジュニアマラソン大会に向けた練習の機会とするため、マラソン教室を開催します。

【対象】小・中学生

【日程】9月（計3回程度）



新年書き初め会

新年行事の一つでもある「書き初め」に取り組み、地域の指導者の助言をいただきながら、学年に応じた手本を書き、書き上げた作品は湧学館に展示します。

【対象】小・中学生

【日程】1月上旬

夏休み・冬休み・春休みイベント

学校の長期休業中において、図書を楽しみながら身近なものとして感じてもらうため、様々なイベントを実施します。

【対象】小・中学生

【日程】8月（夏休み）、1月（冬休み）、3月（春休み）

京極オープン卓球大会

卓球競技のレベルアップや親睦などを目的に、町卓球協会が小学生以上の個人戦・団体戦の大会を開催します。

【対象】小学3年生以上の町民

【日程】3月上旬予定

図書ボランティア・司書体験講座

業務の体験をとおして、湧学館の利用方法について理解を深めていただくほか、ボランティアを通じた社会参加の機会として行います。また、様々な湧学館イベントのボランティアとして中学生の参加を促しています。

【対象】全町民

【日程】通年

【申込方法】イベント開催時に広報などでお知らせします

夏休みラジオ体操会

役場庁舎前駐車場を会場にして、健康保持と体力増進に行います。各スポーツ少年団の団員は、先頭に立ってラジオ体操をリードします。

【対象】全町民

【日程】夏休み期間中

湧学館まつり

生涯学習を提供する拠点としての湧学館を有効に活用していただくため、読書にとどまらない湧学館の活用方法として、芸術や文化に接する内容や工作教室、映画上映会などのイベントを行います。またデジタルコンテンツの体験も併せて行います。

【対象】全町民

【日程】10月下旬予定

町民ボランティアの集い

町企画振興課と連携して町内一円のゴミ拾い活動を実施し、自分たちの住む京極町の環境美化活動を行います。前段にはラジオ体操を行って身体をほぐし、体力向上と健康の維持・増進を促します。

【対象】全町民

【日程】5月上旬予定

スマイルレクきょうごく

年齢問わず、誰でも楽しめるレクリエーション（ゆるスポーツ）を開催し、町民相互の親睦を深めることで明るい地域づくりを目指します。

【対象】全町民

【日程】10月下旬予定



前期・後期文化祭/歴史講座

作品発表（前期）、芸能発表（後期）と、歴史講座は、地域生活文化をテーマにふるさと教育推進支援員が講師として開催します。

【対象】全町民

【日程】前期文化祭：9月予定

後期文化祭：3月予定

歴史講座：通年

小・中学生が参加できる事業（きょう・ここ）

【担 当】きょう・ここ

カフェ・サロン

気軽に立ち寄れるカフェスペース、みんなで集うサロンスペースがあります。

【日 程】毎月発行しているイベントカレンダーをご覧ください。



こどもデイ

子どもは無料の食堂です。地域のボランティアの方に協力していただき、誰でも集える地域食堂を月2回開いています。大人の方からは300円の協力金をいただいています。

【対 象】高校生までのお子さん

【場 所】京極町共生型地域福祉拠点 きょう・ここ

【日 程】毎月発行しているイベントカレンダーをご覧ください。

小・中学生が参加できる事業（社会福祉協議会）

【担 当】社会福祉協議会

除雪ボランティアイベント

除雪が困難な高齢者世帯等への除雪支援を行います。イベントを通して、除雪作業を体験できる内容となっています。（小さいお子様は保護者の方と一緒に参加可能です。）

【対 象】町民

【日 程】近くなりましたら、チラシやSNSで周知いたします。



chill cafe（チル カフェ）

町内の中学生、高齢者、ボランティアの方が一緒になり、ほかほかまつりにて1年に1度のカフェを開店します。中学生が中心となってメニュー決めや場所作りなどの活動をしています。

【対 象】中学生

【参加方法】中学校のボランティア担当の先生へ、参加希望をお伝えください。

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解をし、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを養成しています。敬和園やデイサービスへ行って高齢者と交流したり、体験することもあります。

【対 象】町民

【受講方法】社会福祉協議会までお問い合わせください。

	対象年齢	活動	時間	
野球	小学 1～6 年生	夏季：火～日曜日 冬季：水・木・土曜日	夏季：平日 16 時 30 分～ 土日 9 時～12 時	
陸上	小学 2～6 年生	毎週月・水曜日	17 時 45 分～19 時 30 分	
剣道	年長～中学 3 年生	毎週火・木・土曜日	火・木：18 時～20 時 土：9 時 30 分～12 時	
クロスカントリー スキー	幼児～中学 3 年生	火～日曜日	火～金：15 時 45 分～17 時 土日祝：9 時 30 分～11 時 30 分 冬休み：9 時 30 分～11 時 30 分	
バドミントン	小学 2～6 年生	毎週火・水曜日	18 時～19 時 30 分	
京極町清心流空手 倶楽部	3 歳～（上限なし）	毎週火曜日	18 時 15 分～20 時	
深澤ピアノ教室	5 歳～（上限無し）	土日以外	16 時～19 時 30 分	
和泉流朱鳳会 （日本舞踊）	小学 3 年生～ ※幼児～小学 2 年生は要相談	ご希望に合わせて	午後～	
温知会 （書道）	制限なし	第 1・2 水曜日	13 時 30 分～15 時 （内容：漢字・カナ）	
京極町さくら code （お琴）  指導歴 44 年の 先生です☆	幼児～	毎週水・木曜日	13 時 30 分～夜まで	
日本習字 京極サークル	小学生～中学生	隔週土曜日	13 時 30 分～15 時	
京極少年少女合唱団	小学 1～6 年生	5 月～11 月：月 2 回程度	18 時 30 分～20 時	合同練習 
京極混声合唱団	中学生以上	5 月～11 月：月 2 回程度	18 時 30 分～20 時	

詳しくは教育委員会生涯学習課にお問い合わせください。

就学援助

経済的な理由により、就労困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費などを援助します。3～4月にかけて小中学校から案内文を配布いたします。この時期以降も申し込みは随時受け付けておりますので希望される方は学校にお申し出ください。

【対 象】小中学校に在学する児童の生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方

※ただし、児童福祉法による養育費などの公費支給を受けている場合は除く

I.現在、生活保護を受けている、または生活保護を必要としている方

II.前年度または本年度において、次のいずれかの措置を受けた方

(1)生活保護の廃止または停止を受けた方

(2)町民税が非課税または減免された方

(3)児童扶養手当の支給を受けた方（詳しくは p.27 をご参照ください。）

III.以上、1、2以外で次のいずれかに該当する方

(1)生活の中心となる者が長期病気療養中あるいは、事故・災害などにより著しく経済的に困っている方

(2)保護者の生活が極めて困難で、PTA会費、学級費等の学校結納金が納入できず、通学用品費等に不自由している方

(3)経済的理由により、欠席日数が多い場合

【申請方法】希望のある方は学校にお申し出ください。

【必要書類】学務課までお問い合わせください。

特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的に、世帯の収入等に応じ、就学にかかる経費の一部を援助します。

【対 象】特別支援学級に就学する児童生徒の保護者

※ただし、生活保護法による教育扶助、要保護及び準要保護児童生徒就学援助の支給を受けている者は除く

【申請方法】学務課までお問い合わせください。

京極町遠距離就学支援助成金

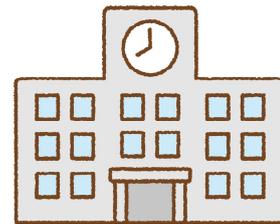
京極町に住所を有する、高等学校等に通学する生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。

- 【対 象】京極町に住所を有する高等学校等に通学する生徒の保護者
- 【助 成 額】後志管内の高等学校等の場合：月額 10,000 円
後志管内以外の高等学校等の場合：月額 15,000 円
- 【持 ち 物】学校長の証明をうけた申請書（対象者には、事前に申請書を郵送いたします。）
- 【届出場所】企画振興課

生活保護家庭及び母子家庭等の高校生に対する教育扶助費

生活保護家庭及び母子家庭等の世帯に属する高校生に対して教育扶助費を支給することで、均等に教育の機会等の場を持つ事を目的としています。

- 【対 象】京極町に住所を有し、生活保護家庭及び母子家庭等の高校生（入学予定者含む）
ただし、町奨学金の支給を受けている者は除く
※支援対象には、所得基準があります
- 【助 成 額】高校生 1 人につき月額 15000 円を、年 6 回に分けて支給
- 【持 ち 物】申請時 ：印鑑
支給決定後：高校の在学証明証の提出
- 【届出場所】住民福祉課



障がいのある子どもへの支援



障がいのある子どもへの手当・助成など

【担 当】住民福祉課

身体障害者手帳の交付

身体に障がいのある方に交付されるもので、様々な制度やサービスなどを利用することが出来ます。

【対 象 者】身体に障がいがあり、医師から手帳交付対象者と判断された方

【持 ち 物】担当医からの医師意見書、写真（横 3cm 縦 4cm のもの）、印鑑

【助成内容】詳しくは住民福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

療育手帳の交付

知的障がい児に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするため交付します。

【対 象 者】児童相談所または心身障害者総合相談所において、知的障がいと判断された方

【持 ち 物】写真（横 3cm 縦 4cm のもの）、印鑑

【助成内容】詳しくは住民福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

特別児童扶養手当

障がいのある児童(20歳未満)を扶養する父母または父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給します。

【支給月額】

1級 …月額52,200円

2級 …月額34,770円

※所得制限等の条件があります。

【持 ち 物】認定請求書、診断書、印鑑、預金通帳

障害児福祉手当

在宅の重度障がい児(20歳未満)に対し、その障がいにより生じる特別の負担の一助として手当を支給します。

【対 象 者】精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方

※所得制限があります

※障がいを支給事由とする給付を受けられる場合や、施設へ入所されている場合は対象になりません。

【支給月額】月額16,100円

【持 ち 物】障害手帳、印鑑、身分証明書、生活保護証明書(受給されている方のみ)

障害児通所福祉手当

障害児通所施設に通所している児童に対し交通費を助成します。

【対 象 者】日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方

【持 ち 物】印鑑

【助成内容】自宅から通所先までの交通費

自立支援医療費の助成

心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

【対象者】身体に障がいを有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳未満の方

【持ち物】なし

【助成内容】世帯所得に応じて医療費の一部を助成します。
詳しくは住民福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

重度心身障がい者医療費助成

心身に重度の障がいのある方に、医療費の一部を助成します。

【対象者】健康保険に加入している以下の方（65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入していること。）

(1) 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方（3級については、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る）

(2) 知的障がいのある方で「A」判定の療育手帳をお持ちの方、または、重度の知的障がい者と判定（診断）された方

(3) 精神保健手帳1級をお持ちの方

※所得制限がございます。詳しくは住民福祉課までお問い合わせください。

【持ち物】印鑑、健康保険資格確認書またはマイナンバーカード

身体障害者手帳または療育手帳もしくは「重度」の判定（診断）書

※転入された方は、前住地の市町村から所得課税証明書をお取り寄せてください。

※「非課税」世帯の適用を受ける場合は、世帯全員が住民税「非課税」であることが確認できる書類が必要です。（非課税証明書など）

【助成内容】入院・通院（医科、歯科、調剤、柔道整復）・訪問看護の医療費が対象になります。

※精神保健手帳により認定されている方については、入院以外の医療費が対象です。

補装具費の支給

身体の障がいのために補装具を必要となる方に対し、補装具購入費を助成するものです。

【対象者】身体障害者手帳をお持ちの方で補装具を購入される方

【持ち物】補装具の見積書、印鑑

【助成内容】世帯所得に応じて医療費の一部を助成します。



軽度・中程度難聴児の補聴器等購入助成

【対象者】以下全て満たす者

- ・町内在住18歳未満
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ30dB以上
- ・障害者手帳の交付対象とならないもの
- ・世帯で住民税所得割合計額が46万円未満であるもの

【持ち物】印鑑

【助成内容】詳しくは住民福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

詳しくは p.17 をご参照ください。

利用できる事業

【担 当】きょう・ここ

支え合いステーション

買い物や通院の支援、家事のお手伝いなど、公的サービスではできない事を会員同士の支え合いでサポートします。

【対 象】 支え合い会員に入会されている方（年会費 2000 円）

【利用方法】 きょう・ここへお問い合わせください



ひとり親家庭・生活保護世帯等への支援

ひとり親家庭への手当・助成・支援など

【担 当】住民福祉課
健康推進課

児童扶養手当

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当が支給されます。

【対 象 者】18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護する母等

【支給要件】・父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・父母ともに不明である児童

【手当額（令和7年4月以降の月額）】

第1子	46,690～11,010円
第2子以降一人 当たり加算額	11,030～5,520円

※物価変動等の要因により改正される場合があります。
※所得により支給停止される場合があります

【現 況 届】

手当受給者は、毎年8月に届け出て支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、11月以降の手当が受けられません。

【担 当】健康推進課

ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭や父子家庭などの児童の健康保険適応の医療費自己負担額全額と、母親や父親の入院・訪問看護の医療費の一部を助成します。

【対 象】・児童を扶養または監護しているひとり親

- ・0～18歳（18歳に達した日の属する年度の末日まで）

※18歳到達後もひとり親に扶養されている場合は、20歳に達した日の属する月の末日まで助成を受けられます。（学生等）希望する場合は、別途申請が必要です。

【担 当】住民福祉課

生活保護家庭及び母子家庭等の高校生に対する教育扶助費

詳しくは p.22 をご参照ください。

福祉灯油助成制度

京極町に住所を有する非課税世帯であって、ひとり親世帯及び重度心身障害者世帯に対し、冬期採暖に必要な灯油の一部を助成し、これらの世帯の福祉の向上を図ることを目的としています。

【対 象】京極町内に住所を有する非課税世帯であって、ひとり親世帯及び重度心身障害者世帯

【助 成 額】1世帯あたり10,000円の灯油助成券（灯油使用のない場合は商品券）

【持 ち 物】印鑑

【届出場所】住民福祉課

歳末たすけあい

歳末たすけあい運動で町民の皆さんから寄せられた募金から、対象世帯に歳末支援金を贈呈いたします。

- 【対象】・障害者手帳 1 級
・療育手帳あるいは「最重度」「重度」判定を受けた方
・精神障がい者手帳 1 級 2 級
・75 歳以上の単身世帯
・母子父子家庭
・生活困窮世帯（各条件あり）

※いずれの場合も生活保護世帯・施設入所者は対象外とします。

【申請方法】社会福祉協議会へお電話、もしくは 11 月末に発行する歳末支援金チラシをご参照ください。

※締め切りがございますのでご注意ください

生活保護世帯への手当・助成・支援など

【担当】住民福祉課
社会福祉協議会

生活保護制度

世帯の状況や病気等の理由で、働けず生活に困っている方に対し、住宅・教育・医療等の経済的な援助を行い、その生活の保障し自立を助ける制度です。ケースワーカーという担当者が、世帯に対する援助の方針を立て支援します。

【相談窓口】住民福祉課

生活保護家庭及び母子家庭等の高校生に対する教育扶助費

詳しくは p.22 をご参照ください。



京極町愛情資金

京極町にお住まいで、生活にお困りの方や高齢者、障がい者等の生活を経済的に支えるための資金を貸付する制度です。

- 【対象】(1) 低所得世帯及び生活困難な世帯であって、愛情資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯
(2) この愛情資金を利用することによって、生活保護から脱却することが見込めると認められる世帯
(3) 町内に引き続き 6 ヶ月以上居住し将来とも永住する見込みがある世帯

【申請方法】社会福祉協議会へお問い合わせください。

生活福祉資金貸付制度

他の貸付制度が利用できない低所得者や障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸し付け制度です。

- 【対象】Ⅰ 低所得世帯：資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められ、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯
Ⅱ 障害者世帯：①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯
②障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯
Ⅲ 高齢者世帯：65 歳以上の高齢者の属する世帯

【申請方法】お住まいの地区の民生委員又は社会福祉協議会にお問い合わせください。

いざという時のために

こどもの救急



【担 当】健康推進課

赤ちゃんやこどもが病気やけがをすると、どのように対処すれば良いか不安になることもあると思います。特に夜間は、病院に行く必要があるかの判断が難しいと感じることもあるかもしれません。そんなときのためにも、日頃から、夜間・休日に受診できる病院や受診の目安、救急車の呼び方等を確認しましょう。

夜間受診の目安

気になる症状が出たときは、動画で記録を取ったり、症状が何分続いているか時間を計ることで、受診の際に医師への伝達がしやすくなります。

● 発熱

- ①生後3ヶ月未満の赤ちゃんに38度以上の発熱があるとき
- ②冷やしたり、熱冷ましを使ってもぐったりして顔色が良くないとき
- ③息づかいが荒く苦しそうなとき
- ④何回も吐いたり、下痢しているとき

● ひきつけ

- ①初めてのひきつけや、高熱を伴って長く続くとき
- ②数分でおさまってもまた繰り返すとき
- ③変なうわごとをいい、意識がはっきりしないとき
- ④頭部打撲の後（できれば脳神経外科受診が望ましい）

● 咳

- ①激しく咳き込み、何回も吐いて、飲んだり食べたりできないとき
- ②ゼーゼー、ヒューヒューして呼吸が苦しく、横になっ
ていられないとき
- ③胸を痛がる時
- ④声がかすれて、息が苦しそうなとき
- ⑤なにかを飲み込んだ疑いがあり、咳き込みが激しい
とき

● 腹痛

- ①何回も吐いたり、機嫌が悪く、便に血が混じって
いるとき（便はおむつのまま持っていきましょう）
- ②そけい部（股の付け根やチンチンの袋、大陰唇）が
いつもと違ってはれて、痛がり、吐くとき
- ③年長児などで右下腹部を痛がり、熱があるとき
- ④年長児などで強い痛みがあり、便に血が混じって
いるとき（できれば、お尻を拭いた紙や便を
ビニールに入れ持っていきましょう）

● 発疹、じんましん

- ①じんましんに咳やゼーゼーを伴い、顔（まぶたや
くちびる）などのはれが強いとき
- ②じんましんで顔色が悪く、冷や汗なども伴うとき
- ③じんましんで冷やしただけでは、かゆみが止まら
ないとき

● 吐く

- ①下痢、発熱があり、元気がなくなってきたとき
- ②機嫌が悪く、便に血が混じっているとき
- ③高熱、頭痛を伴うとき
- ④意識がもうろうとしているとき

誤飲対処早見表

	救急車を呼ぶ	急いで受診（救急車でも可）
症状	<ul style="list-style-type: none"> ・苦しそうな呼吸 ・窒息、顔色が青白い ・けいれん ・ぐったりして呼びかけてもぼんやりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・突然咳き込み始めた ・声がかすれている ・ゼーゼー、ヒューヒューした呼吸 ・吐く、下痢、腹痛など
のんだもの	灯油、ベンジン、除光液、農薬、殺虫剤、ネズミ駆除剤	ボタン電池、鋭利な異物（ヘアピン、針など）、磁石、洗剤（トイレ用スタンプ、液体洗剤）、吸水性樹脂。水で膨らむビーズ、芳香剤、消臭剤、防虫剤、漂白剤、たばこ、薬、コインやおもちゃ

△たばこは何も飲ませずに葉などをかき出してください。

※飲んだものが「急いで受診」相当のもので、意識がない・嘔吐がある等の症状がある場合は救急車を呼びましょう。

救急外来のある医療機関

JA 北海道厚生連二セコ羊蹄広域 倶知安厚生病院

住所：虻田郡倶知安町北4条東1丁目2番地

連絡先：0136-22-1141

受診するか悩んだときの連絡先

小児救急電話相談 (毎日 19:00～翌朝 8:00)	短縮ダイヤル : #8000 フリーダイヤル : 011-232-1599
北海道救急医療情報案内センター (24時間)	固定電話 : 0120-20-8699 携帯電話 : 011-221-8699



児童虐待とは、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達をそこなう行為のことをいいます。

年々、児童虐待相談対応件数が増加しています。

虐待は、特別な家庭にのみ起こることではありません。妊娠・出産・育児の中で悩みを抱えている、周囲に助けを求められずにいる、小さなきっかけから虐待は起こることがあります。悩んだときは自分だけで抱え込まず、下記にご連絡ください。

また、他の家庭で「虐待かも…」と思ったときも、ご連絡ください。子どもは自分から助けを求められないこともあります。そんなとき周りが手を差し伸べてあげることが、その子を助けてあげる第一歩になるかもしれません。

虐待の種類

<p style="text-align: center;">身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殴る、蹴る、たたく ・投げ落とす ・激しく揺さぶる ・やけどを負わせる ・溺れさせる ・首を絞める ・縄などにより一室に拘束する <p style="text-align: right;">など</p>	<p style="text-align: center;">心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉による脅し ・無視 ・きょうだい間での差別的扱い ・こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） ・きょうだいに虐待行為を行う <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="text-align: center;">性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの性的行為 ・性的行為を見せる ・性器を触る又は触らせる ・ポルノグラフィの被写体にする <p style="text-align: right;">など</p>	<p style="text-align: center;">ネグレクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家に閉じ込める ・食事を与えない ・ひどく不潔にする ・自動車の中に放置する ・重い病気になっても病院に連れて行かない <p style="text-align: right;">など</p>

児童虐待に関する連絡先

連絡先	電話番号
児童相談所虐待対応ダイヤル	189（いちはやく） [24 時間 365 日電話受付]
京極町こども家庭センター	0136-42-2111
北海道中央児童相談所	011-631-0301
倶知安警察署	0136-22-0110

○匿名でも連絡できます ○連絡者が誰であるか公表されることはありません

○調査の結果、虐待でなかったとしても責任に問われることはありません

※子どもの生命が危ぶまれるような場合は、警察（110 番）や救急（119 番）への通報を優先してください。

家族の健康

育児や仕事で忙しく過ごし、自分の健康管理を後回しにしていませんか？元気にお子さんと過ごすためにも年に1度は健康チェックをしましょう。

健康診断

【担 当】住民福祉課
健康推進課

基本健診

30歳から39歳、75歳以上の方を対象に行うメタボリックシンドローム予防のための健診です。町のミニドック検診（4月、11月）で受けられます。

特定健診

40歳になる方から75歳のお誕生日の前日までの方を対象に、メタボリックシンドローム予防のため特定健診を実施します。

【対 象】国民健康保険（後志広域連合）加入者

【場 所】集団検診：ミニドック検診、

個別健診：ひまわりクリニック、JA 北海道厚生連二セコ羊蹄広域倶知安厚生病院、北海道対がん協会

※国民健康保険（後志広域連合）以外の保険の被扶養者も町で実施する検診を受けることができますので、受診券をお持ちください。

※国民健康保険（後志広域連合）以外の保険（本人）の方は、それぞれの職場にお尋ねください。

がん検診

【担 当】健康推進課

胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診を実施します。30歳以上の方が対象です。ただし、子宮頸がん検診の対象は、20歳以上で隔年、乳がん検診の対象は40歳以上で隔年です。

がん検診無料クーポン

下記の年齢の方にクーポン券を送付します。

【対象健診と年齢】

- ・大腸がん、乳がん…40歳
- ・子宮頸がん…20歳、25歳

【使用可能機関】

- ▶町のミニドック検診（集団健診）
- ▶JA 北海道厚生連二セコ羊蹄広域倶知安厚生病院
- ▶北海道対がん協会
- ▶ながいよしえ倶知安クリニック

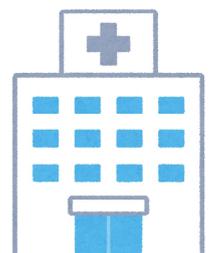
婦人科個別検診

乳がん検診、子宮頸がん検診を医療機関で受ける場合、町のミニドック検診と同額で受けられるよう費用助成しています。
※事前に役場で手続きが必要です。

また、産後1か月健診で子宮頸がん検診を実施していない場合、子宮頸がん検診の受診券を発行しています。産後1か月健診後、役場にご相談ください。

【実施医療機関】

- ▶JA 北海道厚生連二セコ羊蹄広域倶知安厚生病院
- ▶北海道対がん協会
- ▶ながいよしえ倶知安クリニック



災害に備えて

【担当】総務課
健康推進課

大切な家族を守るため、大人用の防災グッズにプラスして子ども用の防災グッズも見直し備えておきましょう。

防災情報を知る

防災マップの確認

災害時の避難場所とそこまでの安全な経路について確認しましょう。避難場所、ハザードマップは町が作成している「防災のしおり」から確認できます。

★「防災のしおり」は役場で配布している他、町ホームページで確認できます。（二次元コード）

災害時の町の情報を知りたいときは

防災無線の放送をご確認いただくか、京極町アプリ・役場ホームページをご確認ください。

災害時の連絡手段

災害時に子どもを保育園・学校などから引き取る方法や連絡手段（連絡網・メール）を確認しておきましょう。

家族防災会議メモ

<p>緊急時の避難場所</p> <ul style="list-style-type: none">・	<p>緊急時の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none">・	<p>安否情報を取り次いでくれる人 (遠方の親戚や友人) の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none">・
---	--	---

※スマホの電源が切れると連絡先が分からないことも。紙にメモしておきましょう。

災害用伝言ダイヤル「171」

電話が通じにくい時の安否確認の手段として有効です。

「171」をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。



子どものための備蓄品

「ローリングストック」を活用！

普段から使い慣れた食品や日用品を少し多めに買い置きしておき、古いものから順に使って、消費した分を買い足し常に一定量の備蓄をしておく方法を「ローリングストック」といいます。

火や水が使えない災害時を想定し、液体ミルクや使い捨て哺乳瓶、離乳食のベビーフードを活用することもおすすめです。



備蓄品チェックリスト（乳幼児共通）

- | | | |
|--|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 | <input type="checkbox"/> おしりふき | <input type="checkbox"/> ばんそうこう |
| <input type="checkbox"/> 健康保険証・
マイナンバーカード | <input type="checkbox"/> はきもの | <input type="checkbox"/> 常備薬 |
| <input type="checkbox"/> 衣服（下着・上着） | <input type="checkbox"/> ビニール袋（不透明） | <input type="checkbox"/> ティッシュ等
日常的に使っている物 |
| <input type="checkbox"/> 防寒具 | <input type="checkbox"/> ペットボトルの水 | <input type="checkbox"/> お気に入りのおもちゃ |
| <input type="checkbox"/> おむつ | <input type="checkbox"/> タオル | |

備蓄品チェックリスト（乳児）

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 粉 or 液体ミルク | <input type="checkbox"/> おんぶひも、
抱っこひも |
| <input type="checkbox"/> 哺乳瓶、使い捨て
哺乳瓶 | <input type="checkbox"/> ガーゼ |
| <input type="checkbox"/> 哺乳瓶乳首 | <input type="checkbox"/> 綿棒 |
| <input type="checkbox"/> 消毒液 | <input type="checkbox"/> 赤ちゃん用
爪切り |
| <input type="checkbox"/> 離乳食・おやつ | |
| <input type="checkbox"/> ポット | |

備蓄品チェックリスト（幼児）

- | | |
|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 子どもに合った
非常食 | <input type="checkbox"/> こどもの靴 |
| <input type="checkbox"/> 身元情報がわかるカード
（親の連絡先・名前など） | |

※上記以外にも、必要時子どもに合わせて、アレルギー食やその他物品の準備を行きましょう。

※上記チェックリストは、「子育て家庭のための防災ハンドブック」の一部を抜粋しています。